

生活習慣病管理料に関するお知らせ

当院は、**高血圧症、脂質異常症、糖尿病**を主病とする患者様につき、厚生労働省の定める「生活習慣病管理料」を算定しております。

1. 生活習慣病管理料について

この診療報酬は、病気の治療に加え、生活習慣全般の改善を重視した包括的なサポートを行います。

① 対象疾患

高血圧症、脂質異常症、糖尿病の患者様です。

② 主旨

投薬だけでなく、食事・運動等生活習慣改善を含めた総合的な管理の強化をします。

③ 計画書

『療養計画書』を作成し、ご説明します。

④ 署名のお願い

計画書には、血圧や体重の目標、指導内容、検査結果などを記載します。
初回のみ、計画書の内容にご同意のうえ署名をお願いいたします。

2. 長期処方への対応について

当院では、患者様の病状が安定していると医師が判断した場合、
28日以上長期処方に対応可能です。

※長期処方が適切であるかは、病状に応じて担当医が慎重に判断いたします。
ご希望の方は診察時にお申し出ください。

3. その他の当院の取り組み

当院は、質の高い診療を提供するため、以下の体制を整えています。

① 健康相談・予防接種に関するご相談を随時実施しています。

② 通院中の患者さまの介護や福祉に関するご相談について、介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員と連携し、適切な情報提供・対応を行います。

患者さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。